



前橋市教育委員会告示第 9 号

前橋市教育委員会 6 月定例会を次のとおり招集します。

令和 2 年 6 月 1 1 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

- 1 日 時 令和 2 年 6 月 1 6 日（火） 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 総合教育プラザ 2 2 会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第 1 4 号 前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正について
 - (2) 議案第 1 5 号 前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について
 - (3) 報告第 2 号 令和 2 年第 2 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について
 - (4) 報告第 3 号 前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正の臨時代理について

令和 2 年 6 月 定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
1 4	前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正について	学 校 教 育 課
1 5	前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について	生 涯 学 習 課
報告 2	令和 2 年第 2 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について	総 務 課
報告 3	前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正の臨時代理について	学 校 教 育 課

3 その他

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 行事について | (総 務 課) |
| (2) 令和 2 年度前橋市教職員全体研修会について | (総合教育プラザ) |
| (3) 図書館視聴覚資料の返却ポストの利用について | (図 書 館) |

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 6 月定例会
令和 2 年 6 月 1 6 日（火）
午後 2 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 1 4 号 前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正について
- (2) 議案第 1 5 号 前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について
- (3) 報告第 2 号 令和 2 年第 2 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について
- (4) 報告第 3 号 前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正の臨時代理について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 令和 2 年度前橋市教職員全体研修会について
- (3) 図書館視聴覚資料の返却ポストの利用について

教育委員会議案第 1 4 号

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正について

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 2 年 6 月 1 6 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和 2 年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則（昭和 5 0 年前橋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（前橋市学校教育法施行細則等の廃止）」を付する。

附則第 3 項の前に見出しとして「（令和 2 年度における休業日の特例）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

4 令和 2 年度における冬季休業日は、第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、令和 2 年 1 2 月 2 6 日から令和 3 年 1 月 6 日までとする。

5 令和 2 年度における群馬県民の日は、第 8 条の 2 第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、授業日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正について（議案
第 1 4 号）

学校教育課

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業の影響により、市立小学校、中学校及び特別支援学校の授業時数の不足を補う必要があり、冬季休業日の期間を見直すとともに群馬県民の日を授業日とするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 令和 2 年度における冬季休業日は、第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、令和 2 年 1 2 月 2 6 日から令和 3 年 1 月 6 日までとする。
- (2) 令和 2 年度における群馬県民の日は、第 8 条の 2 第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、授業日とする。
- (3) 附則の見出しとして、附則第 1 項に「（施行期日）」を、附則第 2 項に「（前橋市学校教育法施行細則等の廃止）」を、附則第 3 項の前に「（令和 2 年度における休業日の特例）」を付す。

3 施行期日

公布の日

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 省略 <u>(前橋市学校教育法施行細則等の廃止)</u> 2 省略 <u>(令和2年度における休業日の特例)</u> 3 省略 4 <u>令和2年度における冬季休業日は、第8条の2第1項第3号の規定にかかわらず、令和2年12月26日から令和3年1月6日までとする。</u> 5 <u>令和2年度における群馬県民の日は、第8条の2第1項第5号の規定にかかわらず、授業日とする。</u>	附 則 1 省略 2 省略 3 省略

教育委員会議案第 15 号

前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条並びに前橋市社会教育委員条例（昭和 34 年前橋市条例第 37 号）第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定により、前橋市社会教育委員を下記のとおり委嘱しようとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

1 委嘱しようとする者

荻 原 遥（群馬大学共同教育学部 学生）

2 委嘱する委員の任期

令和 2 年 6 月 16 日から令和 3 年 6 月 30 日まで（前任者の残任期間）

前橋市社会教育委員名簿（案）

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

No.	区分	氏 名	性別	団 体 名 ・ 役 職	新任
1	学校教育	三 好 玲 子	女	前橋市小中学校校長会 若宮小学校長	
2	社会教育	清 水 和 夫	男	前橋市文化協会 会長	
3		星 野 公 洋	男	公益社団法人前橋青年会議所 副理事長	
4		ラウラ・ディ・クローチェ	女	前橋市国際交流協会 専門員	
5		荻 原 遥	女	群馬大学 共同教育学部 学生	○
6	家庭教育	田 中 延 江	女	前橋市PTA連合会 前母親委員長	
7	学識経験	安 保 博 史	男	群馬県立女子大学 文学部教授	
8		大 森 昭 生	男	共愛学園前橋国際大学 学長	
9		森 谷 健	男	群馬大学 社会情報学部教授	
10		高 口 宏 明	男	群馬県生涯学習センター 元館長	
11	公募	三 上 隆 志	男	公募委員	
12		剣 持 汐 里	女	公募委員	

報告第 2 号

令和 2 年第 2 回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対し意見を付す
ことについての臨時代理について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、令和 2 年第 2 回定例市議会に提出予定の議案の作成に対し教育委員会の意見を付すことについては、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉 川 真由美

記

- 1 市議会への提出予定議案
令和 2 年度前橋市一般会計補正予算について
- 2 教育委員会の意見
異議なし

令和2年度前橋市一般会計補正予算（教育委員会所管）総括表

〔6月補正予算〕

【歳入】

（単位：千円）

款	当初予算額	現計予算額	補正予算額	補正率
12 分担金及び負担金	9,799	9,799	0	0.0%
13 使用料及び手数料	121,818	121,818	0	0.0%
14 国庫支出金	339,240	339,240	0	0.0%
15 県支出金	91,055	91,055	0	0.0%
16 財産収入	5,056	5,056	0	0.0%
17 寄附金	0	0	0	0.0%
18 繰入金	87,386	87,386	0	0.0%
20 諸収入	1,447,143	1,447,143	0	0.0%
21 市債	1,669,100	1,669,100	0	0.0%
合 計	3,770,597	3,770,597	0	0.0%

【歳出】

（単位：千円）

款	項	当初予算額	現計予算額	補正予算額	補正率
10 教育費	01 教育総務費	1,485,428	1,485,428	8,943	0.6%
	02 小学校費	1,544,161	1,544,161	0	0.0%
	03 中学校費	2,006,739	2,006,739	0	0.0%
	04 特別支援学校費	103,939	103,939	0	0.0%
	05 高等学校費	708,290	708,290	0	0.0%
	06 幼稚園費	209,932	209,932	0	0.0%
	07 社会教育費	1,797,180	1,797,180	0	0.0%
	08 保健体育費	2,884,930	2,884,930	0	0.0%
	09 青少年費	448,351	448,351	0	0.0%
11 災害復旧費	03 教育施設災害復旧費	0	0	0	0.0%
合 計		11,188,950	11,188,950	8,943	0.1%

【市長部局で歳入し、教育委員会所管予算へ充当される主な特定財源】

款	特定財源名	当初予算額	現計予算額	補正予算額	補正率
17 寄附金	ふるさと前橋応援寄附金	21,436	21,436	0	0.0%
18 繰入金	公共施設等整備基金繰入金	39,783	39,783	0	0.0%
20 諸収入	急速充電器運営支援金	19	19	0	0.0%

■ 参考

（単位：千円）

	当初予算額	現計予算額	補正予算額	補正率
令和2年度歳出補正額	11,188,950	11,188,950	8,943	0.1%
令和1年度歳出補正額	10,776,534	10,776,534	0	0.0%
平成30年度歳出補正額	10,825,628	10,825,628	106,734	0.0%

令和2年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計補正予算（教育委員会所管）総括表

〔6月補正予算〕

【 歳 入 】

（単位：千円）

款	当初予算額	現計予算額	補正予算額	補正率
01 売電収入	1,020	1,020	0	0.0%
合 計	1,020	1,020	0	0.0%

【 歳 出 】

（単位：千円）

款	項	当初予算額	現計予算額	補正予算額	補正率
01 管理費	01 施設管理費	207	207	0	0.0%
02 繰出金	01 繰出金	813	813	0	0.0%
合 計		1,020	1,020	0	0.0%

令和2年度前橋市一般会計補正予算（教育委員会所管）要求概要

〔6月補正予算〕

（ ）内は、現計予算〔 〕内は、特定財源

【教育総務費】

（単位：千円）

目	細事業名・補正額	主な補正項目等	備考
教育指導費	情報教育推進事業 8,943 (27,141)	中学校3年生への家庭学習用教材配布事業費の追加 8,943 学校の一斉休校期間中の学習支援を補填するため、6月～8月までの3か月間、受験を控えた3年生を対象にインターネット環境を使用したドリル教材を配布し、学力向上を図るもの ●ドリル配布数：2,710人分	

参考（情報政策課所管分）

【総務管理費】

（単位：千円）

目	細事業名・補正額	主な補正項目等	備考
情報管理費	教育情報ネットワーク管理事業 33,057	中学校3年生へのタブレット配布事業費の追加 33,057 家庭にインターネット環境等がない生徒についてタブレットを配布するもの ●タブレット配布数：1,250人分	

（単位：千円）

上記合計 42,000

報告第 3 号

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正の臨時代理について

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和２年５月２２日

前橋市教育委員会代理
教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第５号

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則（昭和５０年前橋市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

- ３ 令和２年度における夏季休業日は、第８条の２第１項第２号の規定にかかわらず、令和２年８月１日から８月２３日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の改正について（報告
第3号）

学校教育課

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業の影響により、市立小学校、中学校及び特別支援学校の授業時数の不足を補う必要があり、夏季休業日の期間を見直すため、所要の改正を行う。

2 内容

令和2年度における夏季休業日は、第8条の2第1項第2号の規定にかかわらず、令和2年8月1日から8月23日までとする。

3 施行期日

公布の日

前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 1～2 省略 3 <u>令和2年度における夏季休業日は、第8条の2第1項第2号の規定にかかわらず、令和2年8月1日から8月23日までとする。</u>	附 則 1～2 省略

教育委員会7月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水				
2	木	文化財調査委員会	10:00～12:00	3階32会議室	文化財保護課
3	金				
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水				
9	木				
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火	教育委員会7月定例会	13:30～14:30	11階南会議室	総務課
		総合教育会議	15:00～16:00	11階南会議室	総務課
15	水				
16	木				
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木	海の日			
24	金	スポーツの日			
25	土				
26	日				
27	月				
28	火				
29	水				
30	木				
31	金				

教育委員会8月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	土				
2	日				
3	月				
4	火				
5	水				
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月	完全休業日 10日～16日			
		山の日			
11	火				
12	水	市民天文教室	19:30～21:00	国立赤城青少年交流の家	青少年課
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月	教育委員会8月定例会	14:00～15:00	11階南会議室	総務課
18	火				
19	水				
20	木	「おしゃべりリプロ」	13:30～15:00	図書館視聴覚室	図書館
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				
31	月				

令和2年度前橋市教職員全体研修会について

総合教育プラザ

5月11日（月）にベイシア文化ボールにおいて開催を予定しておりました教職員全体研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、下記のとおり変更して実施いたしました。

1 期日

令和2年5月11日（月）～6月5日（金）

※学校・園ごとに実施

2 場所

各学校・園

3 内容

教育長講話（吉川真由美教育長） ※動画の視聴（25分間程度）

4 連絡

講話をまとめたものを紙面にてお配りいたしますので、
お時間のあるときにご覧いただければ幸いです。

令和2年度前橋市教職員全体研修会 教育長講話全文

1. はじめに

4月1日より、前橋市教育委員会教育長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

例年ベシシア文化ホールで行われる全体研修会で、教職員の皆様に直接お話しする機会があるわけですが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、動画という形でお話しさせていただくことになりました。

私は、教育委員を5年間務めました。その間、前橋市の全ての教職員の皆様が一堂に会する全体研修会で、今年一年の方向性を確認し、スタートを切る、その熱気あふれる様子に触れたく、会場にうかがっていました。

新年度が始まり、早一ヶ月が過ぎました。ゴールデンウィークが明けたこの時期は、子供たちが新しいクラス、新しい学校や幼稚園での生活に慣れ始め、打ち解けた雰囲気を感じられる頃かと思います。しかしながら、今年度は異例続きの新年度となりました。

子供たちを迎える準備も万端に、「さあ、これから！」というとき、4月7日に学校を再開したものの、再度13日より休業となりました。7日から10日までの4日間で、再度休業中の子供たちへの連絡や課題の準備など、まったなしの慌ただしさであったと思います。加えて、休業後も、「どうしても子供を家庭でみられない」保護者のお子さんに対し、小学校でのスクールホーム、幼稚園での預かり保育など、ご対応いただきました。目に見えないウイルスから子供たちを守るために、先生方も不安を感じられる中、細心の注意を払い、子供たちを受け入れてくださったことに、改めて心より感謝申し上げます。また、目の前に子供がいるのに、授業をすることができないもどかしさもあったと聞いています。子供の自学自習を見守るというスクールホームの目的をご理解いただき、本当にありがとうございました。

2. 前橋市の教育の方向性

現在、前橋市には1709名の教職員がおいでです。長く前橋の教育に携わっていらっしゃる方も多数おいでですが、今年度から前橋市にお越しの方もいらっしゃいますので、まず、前橋市の教育の方向性を確認しておきます。

前橋市には、「まえばし学校教育充実指針」という、教育のコンパス、羅針盤があります。平成22年に策定され、その後、修正を加えながら、指針を示し、前橋の子供たちの育ちをサポートしています。

この充実指針に書かれていること、教育で目指している方向を一言で表すと「中庸」となります。「中庸」とは、「偏らずに調和がとれていること、中正なこと」を意味しています。

前橋においては、「学力」と同時に、社会的存在として生きる人間の育ちや、生命を尊び、自らと他を慈しむ「心」、それらを支える「体力」を兼ね備えた、総合的な人間力を育成すること

を目指しています。そのために、学校ではどのような取組をすればよいのか、例を示し、教育委員会は学校の取組をどのように支援しているのかを、具体的に示したものが「まえばし学校教育充実指針」です。

前橋市では、目指す子供像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に活動する子供」とし、成長の過程には4つのステージがあると考えています。

- ① 主体性や、自信、自己肯定感を身に付ける「個を伸ばす」ステージ
- ② 人間性を高め、互いの個性を尊重し、社会性を育む「認め合う」ステージ
- ③ 学んだことを活かして意欲的に課題解決する力を付け、周囲と一緒によりよいものを創造する「創り出す」ステージ
- ④ 前橋の文化、地域の伝統に親しみ、次の世代につないでいく、未来の担い手を育む「未来へ」

子供たちは、これらのステージをただ一直線に進んでいくのではなく、行きつ戻りつしながら総合的な人間力を培っていきます。

その成長を支えるために、学校には、①ワンチームとしての学校力を高めること、②特色ある教育活動を展開することが求められます。学校にはそれぞれ、地域との協働の中で、教職員が主体的に継続的に創り上げてきた学校文化があります。その学校文化の中で、子供たちがのびやかに「生きる力」を育てていくためには、何をすればよいのか。学校が教育の主体であることを基本として、教育委員会は、学校のサポートを行い、学校と一緒に、受け継がれてきた「県都前橋の教育」に対する誇りを、次の世代に継承していきたいと思っています。

子供の学びは、いうまでもなく、義務教育課程で初めて始まるものではありません。この世に生を受けた日から、周囲との関わりの中で、日々成長を続けていきます。「多様な人との協働」も、「主体性」も、「創造性」も幼児期の他者との関わりや自然体験などを通じて育まれていきます。保護者と子供が戸惑いながら共に育っていくこの時期に、どのようなサポートができるのか。「まえばし幼児教育充実指針」に示されています。

年度初めのこの機会に、ぜひ、「まえばし学校教育充実指針」、「まえばし幼児教育充実指針」に、改めて目を通していただけたらと思います。

私は、大学で地理を専攻しました。同じ学科の同級生は、教職課程をとった人が大多数でした。地理という科目のおもしろさにはまった私は、地理の専門授業をたくさんとると教職課程での必修科目をとれない、というジレンマに悩みつつ、教職をあきらめました。でも正直に申し上げると、それだけではありません。私は学校の先生方から実にたくさんのことを学び、大きな影響を受けてきました。あまりに影響を受けたので、却って、在学中だけでなく、「人の一生に関わる仕事」である教職への一歩を踏み出す自信と勇気がありませんでした。だから、私は、毎日、たくさんのお子さんと向き合う教職員の方々を心から尊敬しています。

地理という学問は、決してメジャーな学問とは言えませんが、他の学問との親和性が非常に高く、地理の上に付ける名前の数だけ専門がある、と言われています。経済地理学、自然地理

学、人文地理学、社会地理学などです。メジャーではないものの、最近は静かな地理学ブームで、書店にも「地理」に関する一般書籍が増え、うれしく思っています。

そんな地理専攻の私から、もう一つ、ご紹介したいものがあります。今年度新たに改訂された「わたしたちの前橋」です。私が小学生だった頃、今から40年以上前から「わたしたちの前橋」は学校で採用されていました。今年度改訂された「わたしたちの前橋」を見ると、私が小学生だった頃とは様変わりしています。カラーになっていることはもちろん、副読本にいろいろな工夫がされていて驚きました。QRコードでインターネットを使った調べ学習ができたり、映像資料を使って前橋市で働く人の生の声を聞くことができたりと、その変化にびっくりします。

これまで前橋市とあまり関わりのなかった先生方には、子供たちの環境を知る上で、ぜひともご覧いただければと思います。また、専門の教科に関わらず、ご覧いただくと楽しい発見があるのではないかと思います。

3. 自身の経験からお伝えしたいこと

私は教育現場での経験を持ち合わせておりません。教育に関して、私にとってはみなさんが「先生」です。

ただ、この55年の人生の中で、実に多様な「人」と関わってきました。私は、大学卒業後、一般企業に就職し、職場の同期と結婚、二人の子供を育てました。子育て中に、「中小企業診断士」という資格を取り、中小零細企業の支援をしてきました。また、PTA会長等を含め、12年間にわたり、役員としてPTA活動にも参加してきました。頼まれれば、団体の役員も引き受け、その中で国際貢献に関する団体では、文化も習慣も異なる国の人と議論することもありました。年齢、性別、職業、国籍を問わず、たくさんの方と関わってきました。

私のこれまでの経験から2つ、お伝えしたいことがあります。

(1) 『ほめる』より『認める』

中小企業診断士は、中小零細企業の新事業展開や業績改善をサポートするのが仕事です。金融機関や、時には行政と一緒にあって、その企業をサポートしていきます。

児童や生徒の通知表を見れば、そのお子さんのことが分かるように、企業にとっては、1年に1回作成される決算書がその企業の通知表となります。売上や原価、利益など、数字ばかりが並びますが、なれてくると面談をしなくとも、決算書を見るだけで、その企業の考え方や経営者の人となり、ある程度分かってきます。

業績のよい企業さんの経営者には余裕が感じられることが多いですが、業績が悪化している企業さんの場合、どうしてもガードが固くなります。同じ提案でも、人間関係がスムーズか否かで、相手の受け止め方やその後の結果が大きく異なってきます。

業績が悪い企業さんは、とにかく言い訳が多くなります。不景気や天候、為替の変動にその要因を求めてしまいがちです。それらもちろん一理ありますが、二度と業績を悪化させないためには、たとえ同じような環境におかれても、その影響を最小限に食い止められるような会社にしておかなくてはなりません。原因を外に求めていると、いつまでも変わることができませ

ん。会社のどこに原因があったのか、徹底的に掘り下げていきますが、それは経営者にとってはとてもつらい作業です。

そのときに同時に行うのが、会社のよいところ探しです。よいところが全くない会社はありません。決して経営者に迎合するのではなく、事実や数字を積み重ねて、客観的にその会社のよいところ、強みを見つけ出して、淡々と提示していきます。私がしたことは「ほめる」ではなくて、その会社のよいところを、客観的に、経営者と一緒に「認める」作業です。第三者に認められ、自身でも自分のよさや強さを「認める」ことができた経営者は、大きく変わります。投げやりな態度が減り、なんとか改善していこうという意欲と自信があふれてきます。「自己肯定感」ならぬ「自社肯定感」の賜物と言えます。

この作業の中で、大切にしていたのは、「全てを受け止めるぞ」と、経営者とフラットな気持ちで向き合うことでした。話を聞いていると、「なんか違うなあ。なんでこんな考え方をしてしまうのだろう。」と口をはさみたくなることもありましたが、とにかく否定せずに、まずはまるごと受け止めるようにしていました。人間関係で衝突してしまいそうなとき、「それは違う！」と言ってしまうこともあるでしょうが、少し我慢して、相手を受け止めてみてください。全てが解決できるわけではありませんが、不必要な衝突を緩和することはできると思います。

よく「子供はほめて育てよ」と言われます。「ほめる」ことは確かにその子の成長に大きな影響を与えます。みなさんは、ひとりひとりのお子さんを「ほめる」ことができていますか？

私個人は、教育現場では、「ほめる」よりも「認める」というスタンスで向き合っていたことが大事ではないかと感じています。というのは、自分の子供を「ほめる」ことはできても、「認める」ことはなかなか難しいという保護者の方がとても多いからです。どうしても主観的に見がちな我が子。客観的で、多面的な視点が必要な「認める」ということは、親にとっては難しいことなのかもしれません。その子供の言うこと、すること、あるがままに受け止めて認めるということは、客観的な視点を持てる学校教育こそできることなのかもしれません。人間形成や成長の過程で非常に大切な「認め合う」という力は、多様な社会を生きていく子供たちにとって、ますます重要な力になります。学校教育の中で、培ってほしいと思います。

人と人が向き合う上で、もう一つ、大事だと思うことがあります。それは、自分一人の知識、経験は本当に限られたものに過ぎないと自覚をすることかと思っています。全体研修会では、例年、『赤城嶺に』を全員で歌いますが、その赤城山は、同じ前橋でも見る方向が違うと、同じ山とは思えないほど、姿形が変わって見えます。人間も同じ。一人の子、一人の人間を多方面から見る訓練を絶えずしていかななくてはならないのではないかと思います。

(2)『想定外』に備える

思いもよらない、新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本はもちろん、今も国際社会に大きな影響を与え続けています。ウイルスの感染症ばかりでなく、日頃からどんなに気を付けていても避けられない災害や出来事が起こってしまいます。どんなに訓練をしても、想定も

しない災害が、想定もしない規模で、想定外のタイミングで起こることが多くなっているような気がします。

私のこれまでの人生にも想定外の出来事はたくさんありました。その中で、一番強烈な出来事は、1995年1月17日に起きた「阪神淡路大震災」です。

25年前の1月の早朝、震度7の揺れが神戸を襲い、6000人以上の人が犠牲となりました。夫の転勤で神戸市中央区に住んでいた私たち夫婦も被災しました。昭和30年代に建てられた古い社宅でした。こんなに揺れて助かるわけがないと思い、私は目をつぶりました。外に出れば街中ガスのにおいが充満していて、近くのビルで火の手があがっていました。社宅の斜め前の小学校は避難所となり、近くの公民館は遺体安置所になりました。突然に、電話も、電気も、ガスも、交通機関も、金融機関も、全ての都市機能が一瞬にしてストップしました。明日同じ日を過ごせる保証などどこにもないと知りました。

大震災のまっただ中、奇異に感じられたことがあります。東海大地震がいつ起きるのかと警戒する私たちとは異なり、神戸はそれまで地震らしい地震を経験したことがなく、あまり備えがされていなかったことです。生まれて初めて経験する地震が大震災。神戸市民にとって、まさに想定外の災害でした。

想定外の災害は必ず起こる。そうどこかで思いながら、私たちは暮らしていかないとけないと思います。今回の新型コロナウイルス感染症は、目に見えないものへの恐怖が私たちの不安感をあおりました。大雨、大雪、地震・・・日頃の訓練が生きるものであってほしいのですが、それが夜に起きたら、昼だったら、冬だったら、夏だったら、といろいろと想像して、想定外に備えていただきたいと思います。

想定以上のことが起きたときは、一人一人の冷静な判断と行動がカギとなります。自分の命は自分で守る。子供たちには、自分の頭で考え、行動し、何があっても生き抜くという強さも身に付けてほしいと思います。

今日できることを明日に延ばさない、と心に誓うことも大事です。明日できることを今日全部やりきるということは、私にもなかなかできませんが、せめて、何かを伝えたいと思ったなら、そのときに伝えることが大切です。年度替わりの突然の休業で、伝えられなかった一言はありませんか。ありがたいも、がんばったねも、ごめんなさいも、なるべくその日のうちに。それがよい人間関係をつくっていくことにつながると思います。

4. 結びに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、様々な行事が中止となったり、延期となったりしています。子供たちの楽しみが、一つまた一つと消えていき、先生方の学級経営や授業計画の変更を余儀なくされています。

今年は、前橋市における初任者研修も4月は中止となりました。初任者の方は、社会人の第一歩が学校現場となり、緊張感をもって春を迎えた中、年度初めに初任者研修でサポートできなかったことは、大変申し訳なく、残念です。周りの先生方のご指導をいただきながら、授業や学級経営、業務の準備を進めていただけたらと思います。各学校園においても、引き続き、初任者のみなさんへのサポートをよろしくお願いいたします。

休業が長期にわたり、オンライン学習などへの期待も高まり、私たちもその準備を加速させなければならないと痛切に感じています。一方で、この休業となった間、「学校園とは何か」ということを考えることが増えました。子供たちや、保護者の皆さんは、学校園をどのように捉えているのでしょうか。

学校・幼稚園とは、単に知識を得る場所ではなく、建物があり、教職員のみなさんがいて、友達がいる、環境を整えてくださる方々がいる、それらそろって初めて、学校・幼稚園なんだ、という当たり前のことに、子供たちも気付いているのではないかと思います。

予断を許さない状況はまだ続くかもしれません。長い休業後、子供たちには様々な変化が起こるかもしれません。私たち教育委員会もサポートいたします。みなさんには現場で温かく子供たちを迎えていただきたいと思います。

先生といえども、みな人生の成長過程にある、生身の人間です。失敗を恐れず、なにか壁に突き当たったら、どうか、一人で悩まずに周囲に相談してください。

今回は、一緒に合唱できませんでしたが、来年は今年の方まで、『赤城嶺に』をホールで声高らかに歌いたと思います。将来を担う前橋の子供たちのために、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

図書館視聴覚資料の返却ポストの利用について

図書館

1 経過

これまで、DVDやCD等の視聴覚資料は、資料の破損リスクが高いため、返却ポストの利用を制限していたが、利用者からの要望も高いため、ポストへの返却を5月18日から開始した。

今回、新型コロナウイルス感染拡大により、3月8日からこども図書館を臨時休館としたが、この機会にこども図書館で試行的にポスト返却を行ったところ、資料への破損等の不具合はみられず、特に問題が無かったため、本館・分館についても制限解除を行ったもの。

2 写真

(1) 図書館本館東側入口返却ポスト



(2) 視聴覚資料返却袋の収納状態

